

## 融資申込み要領

### ◎取扱い金融機関

(1) 山口銀行の下松支店または花岡支店

(2) いずれの支店にも預金口座のない方は、書類提出の際に印鑑、身分証明書を持参して口座を作成してください。

(3) 銀行への借入申請は、申請人本人しか行えません。

### ◎銀行への提出書類（下線を持参してください）

(1) 借用証書（様式は銀行にあります）

① 住所の欄・・・印鑑登録証明書に記載のとおり。

② 氏名の欄・・・印鑑は実印を押してください。

③ 印鑑登録証明書を1通添付してください。

④ <u>収入印紙</u> ・・・借入額	10万以下	200円
	11万から50万	400円
	51万から100万	1000円
	101万以上	2000円

(2) 借入申込書（銀行にあります）

(3) 念書（銀行にあります）

実印を押し、収入印紙200円を貼ってください。

(4) 水洗便所改造資金融資あっ旋決定通知書（市が発行したもの）

(5) 通帳、通帳印

◎ 貸付日

- (1) 貸付日は、毎月23日です。(ただし、その月の10日までに  
借り入れ手続きが完了した場合)
- (2) 融資金は、あなたの口座に振り込まれます。

◎ 償還方法

- (1) 償還は、融資を受けた月の翌月から起算して60月以内の元金  
均等の口座振替です。
- (2) 償還日は、毎月22日です。
- (3) 毎月22日に山口銀行があなたの口座から引き落とします。  
万一口座の残金が返済額に満たない場合は、遅延利息を支払わ  
なければなりません。

◎ 次の場合は、融資あっ旋の取消しとなります。

- (1) あっ旋の要件を欠いたとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により融資を受けたとき。
- (3) 償還を3ヶ月以上怠ったとき。
- (4) 貸付を受けた家屋を他人に譲渡、又は撤去したとき。
- (5) その他管理者が当該融資の取消しを必要と認めたとき。

※ 取消しになったときは、残りの元金及び市が銀行に支払った利  
息に損害金を付したものを一括お支払いいただきます。